

別 紙

【債務負担行為に係る工事の場合】

特 約 条 項

1 中間前金払を適用する。

この場合において、第38条および第42条の規定は、債務負担行為に係る工事の各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に対する当該年度末の出来高に対する部分払についてのみ適用することができる。

2 部分払を適用する。

この場合において、第35条の規定は適用しない。

(注) 契約の締結にあたっては、上記2つの条項のうち、受注者が選択しないものを2本線により削除すること。

本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合においても変更又は取り消すことができない。